

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 3 号

瀬戸市太陽光発電設備設置審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 1 年瀬戸市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定に基づき、瀬戸市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行の日から施行する。